



特定労働者派遣事業者の派遣業許可申請について

平成 27 年 9 月 30 日付で労働者派遣法（正式名称：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）の改正があり、それまでは所轄の労働局への比較的簡易な届け出により、労働者派遣業が行えていましたが、この改正により、新たに派遣事業を行う場合は、特に財産的な要件において、より厳しい基準がある派遣業の許可を取らなければならなくなりました。

また、全派遣事業者の約 4 分の 3 を占めると言われる、同改正前から常用労働者のみを派遣する特定労働者派遣事業を行っていた派遣元事業主においても、平成 30 年 9 月 30 日以降は、許可を取っていない場合は、同派遣事業が行えなくなります。

従って、それまでに許可を取らなければならないケースは相当の数になっていると思われませんが、実際に既に許可を取得できているケースはまだまだほんの一部であると思われま

す。理由としては、いくつか考えられますが、ひとつには、改正内容をまだあまり理解されておらず、具体的な対策を検討していないケースが見受けられます。他には、改正内容は理解しているが、財産的要件を直近の決算内容でクリアできていないため、許可が取れていないというケースが多いと思われま

す。なお、前述の法改正時点で既に特定労働者派遣事業を行っていた小規模な派遣事業者には、許可制へ移行するにあたり、いわゆる激変緩和措置が設けられており、許可を受けるための原則的な財産的要件よりは、基準がある程度緩やかになっています。

紙面のスペースの関係があるため、あまり詳細には触れられませんが、ここで財産的要件について、おさらいしますと、次のようになります。（派遣事業を行う事業所が 1 カ所の場合）

原則：直近決算時点の資産の総額から負債の総額を引いた額（基準資産額という）が、2,000 万円以上であり、現金及び預金額の合計が 1,500 万円以上であること。また、前述の基準資産額が負債総額の 7 分の 1 以上であること。

次に、派遣する労働者が常時 10 人以下である小規模事業者においては、当分の間、要件が緩和されており、以下のとおりとなっています。

配慮措置：直近決算時点の前述の基準資産額が 1,000 万円以上であり、同基準資産額が負債総額の 7 分の 1 以上であり、かつ、現金及び預金額の合計が 800 万円以上であること。

なお、派遣する労働者が常時 5 人以下である小規模事業者における配慮措置については、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」が改正され、平成 28 年 9 月 30 日以降は、同日時点で特定労働者派遣事業を行っていた場合に限り、以下の要件が基準となっています。

配慮措置：前述の基準資産額が 500 万円以上であり、基準資産額が負債総額の 7 分の 1 以上であり、かつ、現金及び預金額の合計が 400 万円以上であること。

一般的には、決算は一年に一度となっていることから、派遣業の許可を取得することを検討されている場合には、平成 30 年 9 月 30 日までは、あと 1 度か 2 度の決算しか残っていないため、許可申請するタイミングを逃さないように、十分に前もって計画することが重要だと思われま

す。自社の決算内容が基準を満たしているかどうかは、直近決算の貸借対照表にて確認できますが、疑問がある場合には、ぜひお早めにご相談ください。

（文責 T.I）